

会の議員に係る平成二十三年地共済改正法附則第十二条第一項の特例退職年金の支給に関する事務

十七 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十号。以下この号において「平成二十五厚生年金等改正法」という。）附則第五条第一項の規定によりなその効力を有するものとされた平成二十一年厚生年金等改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法の規定により平成二十五年厚生年金等改正法附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金若しくは平成二十一年厚生年金等改正法附則第三条第十三号に規定する存続厚生年金基金若しくは平成二十六年厚生年金等改正法附則第三条第十三号に規定する存続連合会が行う給付に関する事務又は平成二十五年厚生年金等改正法附則第七十五条第二項の規定により企業年金連合会が行う給付に関する事務

十八 国民年金の保険料に係る社会保険料控除の適正化を図るための事務

第十九条 法第三十八条第五項第三号チの厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。

一 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条の規定による措置に関する事務

二 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第二十九条第一項及び第二十九条の二第一項の規定による入院措置に関する事務

三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十条の十一の二の規定による審判の請求に関する事務

四 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の四及び第十六条第一項の規定による措置に関する事務

五 知的障害者福祉法第二十八条の規定による審判の請求に関する事務

六 老人福祉法（昭和三十八年法律第二百三十三号）第十条の四及び第十二条の規定による措置に関する事務

七 老人福祉法第三十二条の規定による審判の請求に関する事務

八 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第二百二十四号）第九条第一項及び第二十四条の規定による措置に関する事務

(立入検査のための身分証明書)
第十二条 法第五十一条の規定による公表に当たつては、インターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。
(情報の公表)

第十三条 次の法令の規定については、機構を国¹の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。

一 不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第四十三条第一項第四号（同令第五十一条第八項、第六十五条第九項、第六十八条第十項及び第七十条第七項において準用する場合を含む。）、第六十三条の二第一項及び第三項、第六十四条第一項第一号及び第四号、第一百八十二条第二項（これらの規定を船舶登記規則（平成十七年法務省令第二十七号）第四十九条において準用する場合を含む。）並びに附則第十五条第四項第一号及び第三号
二 船舶登記規則附則第三条第八項第一号及び第三号

(権限の委任)

第十四条 法第五十六条第一項の規定により、法第四十八条第一項に規定する厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が当該権限を自ら行うことを妨げない。
2 法第五十六条第二項の規定により、前項に規定する権限のうち地方厚生支局の管轄区域に係るものは、地方厚生支局長に委任する。ただし、地方厚生局長が当該権限を自ら行うことを行わない。
附 則
(施行期日)
第一条 この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。
第二条 (年金個人情報の利用目的以外の目的のための利用の特例)
省令で定めるものは、第九条各号に掲げるもののほか、平成二十八年度の一般会計予算における措置に関する事務

る年金生活者等支援臨時福祉給付事業費補助金を財源として市町村又は特別区から給付される給付金の支給に関する事務とする。

附 則（平成二十三年四月一八日厚生労働省令第六七号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十三年五月二七日厚生労働省令第六七号）

この省令は地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十三年六月一日）から施行する。

附 則（平成二十四年六月八日厚生労働省令第九五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十六年四月一日）から施行する。

附 則（平成二六年三月二十四日厚生労働省令第二〇号）抄

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二六年四月三〇日厚生労働省令第六〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二六年九月二九日厚生労働省令第一一一号）抄

（施行期日）

この省令は、政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年十月一日）から施行する。

附 則（平成二七年六月二九日厚生労働省令第一一八号）

この省令は、平成二十七年七月一日から施行する。

附 則（平成二八年五月二〇日厚生労働省令第一五三号）抄

（施行期日）

この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。

附 則（平成二八年五月二〇日厚生労働省令第一七七号）抄

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二八年五月二〇日厚生労働省令第一〇〇号）抄

（施行期日）	この省令は、公布の日から施行する。	
附 則	（平成三十一年一月一七日厚生労働省令第一二六号）抄	（施行期日）
附 則	（平成三十一年二月二八日厚生労働省令第一五一号）抄	（施行期日）
附 則	（令和元年六月二八日厚生労働省令第二〇号）抄	（施行期日）
	（様式に関する経過措置）	
第一条	この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。	第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
2	この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。	この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。
附 則	（令和四年三月二九日厚生労働省令第四六号）抄	（施行期日）
（事務の特例）	（施行期日）	第一条 この省令は、令和四年四月一日から施行する。
第四条 株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律（昭和二十九年法律第九十号一号）附則の規定による恩給等とみなされる給付（年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）。以下この項及び次条において「令和二年改正法」という。）附則第五十五条の規定による改正前の被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第一百二十二条の規定により令和二年改正法附則第六十九条の規定による改正前の株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律第二条第一項に規定する恩給等とみなされる給付（国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百二十九号）第二条第十号に規定する恩給公務員期間を有する者に係るもの）を	（施行期日）	

除く。) 又は令和二年改正法附則第七十三条の規定による改正前の厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第二百一号)附則第二百一一条の規定により令和二年改正法附則第六十九条の規定による改正前の株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律第二条第一項に規定する恩給等とみなされる給付に限る。次項において同じ。)を担保とした貸付けに係る債権の管理及び回収に関する事務は、当該債権の回収が終了するまでの間、第五条の規定による改正後の国民年金法施行規則第九号及び第十四条の規定による改正後の日本年金機構の業務運営に関する省令第九条第一号に規定する事務とみなす。

3 第五条の規定による改正後の国民年金法施行規則
第一条第二項第九号及び第十四条の規定による
改正後の日本年金機構の業務運営に関する省令
第九条第一号に規定する事務とみなす。
令和二年改正法附則第七十一条第一項の規定
による沖縄振興開発金融公庫が令和二年改正法
の施行の日前に受けた申込みに係る恩給等を担
保とした貸付けに関する事務については、当分
の間、第五条の規定による改正後の国民年金法
施行規則第一条第二項第十四号及び第十四条の
規定による改正後の日本年金機構の業務運営に
関する省令第九条第六号に規定する事務とみな
す。

第五条 令和二年改正法附則第三十六条第一項の規定による独立行政法人福祉医療機構が令和二年改正法の施行の日前に受けた申込みに係る令和二年改正法第二十八条の規定による改正前の独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第六百六十六号）第十二条第一項第十二号又は第十三号に規定する小口の資金の貸付けに関する事務については、当分の間、第五条の規定による改正後の国民年金法施行規則第一条第二項第二十号及び第十四条の規定による改正後の日本年金機構の業務運営に関する省令第九条第十四号に規定する事務とみなす。

第二 令和二年改正法附則第七十条第一項の規定による株式会社日本政策金融公庫が令和二年改正法の施行の日前に受けた申込みに係る恩給等（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則に規定する年金である給付に限る。次項において同じ。）を担保とした貸付けに関する事務については、当分の間、第

別記様式(第11条添付) (記面)	
署 名 写真	日本生協機構法第48条第2項の規定による印分認明書 官署 氏名 年生月日
年 月 日交付	